

## 賛助会員規程

### (目的)

第1条 定款第6条1号に基づき、公益社団法人日本女医会の活動を協力援助するために必要な事項を定めるものとする。

### (構成)

第2条 性別、職業、国籍を問わず、本会の目的に賛同し、活動を協力援助するもので、次の2種により構成する。

(1)個人会員

(2)法人会員

### (入会)

第3条 入会を希望するものは、別に定める入会申込書と確約書を提出しなければならない。

2 理事会において入会の可否を決定し、会長は申込者に通知する。

### (改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(令和5年11月18日改正)